

1 陸上競技

2 水泳

4 卓球

**肢体不自由者Ⅰ** (切断・機能障害者)

1 手部切断、 片前腕切断、片上肢不完全、 片上腕切断、片上肢完全
2 両前腕切断、片前腕・片上腕切断、 両上肢不完全
3 両上腕切断、両上肢完全
4 片下腿切断、片下肢不完全
5 片大腿切断、片下肢完全
6 両下腿切断
7 片下腿・片大腿切断、 両下肢不完全
8 両大腿切断、両下肢完全
9 体幹※

1 手部切断
2 片前腕切断、片上肢不完全
3 片上腕切断、片上肢完全
4 両前腕切断、両上肢不完全
5 両上腕切断、両上肢完全、 片前腕・片上腕切断
6 片下腿切断、片下肢不完全
7 片大腿切断、片下肢完全
8 両下腿切断、両下肢不完全
9 両大腿切断、両下肢完全、 片下腿・片大腿切断
10 片上肢切断・片下肢切断、 片上肢不完全・片下肢不完全
11 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、 両上肢不完全・両下肢不完全
12 体幹※

1 片上肢障害
2 両上肢障害
3 片下腿切断、片下肢不完全
4 片大腿切断、両下腿切断、 片下肢完全、両下肢不完全 [片下腿・片大腿切断]
5 両大腿切断、両下肢完全
6 体幹※

**肢体不自由者Ⅱ** (脳原性麻痺以外の車いす使用者)

10 第6頸髄まで残存
11 第7頸髄まで残存
12 第8頸髄まで残存
13 下肢麻痺で座位バランスなし
14 下肢麻痺で座位バランスあり
15 その他車いす

13 第7頸髄まで残存
14 第8頸髄まで残存
15 下肢麻痺で座位バランスなし
16 下肢麻痺で座位バランスあり

7 第8頸髄まで残存
8 座位バランスなし
9 その他車いす

**肢体不自由者Ⅲ** (脳原性麻痺者)

16 四肢麻痺で車いす使用
17 けて移動
18 上下肢で車いす使用
19 上肢で車いす使用
20 その他走不能
21 上肢に不随意運動を伴う走可能
22 その他走可能

17 四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能
18 両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能
19 片側障害で片上肢機能全廃
20 その他の片側障害で走不能
21 その他

10 車いす使用
11 杖・松葉杖使用
12 上肢に不随意運動あり
13 上肢に不随意運動なし
14 片側障害

**肢体不自由者Ⅳ**

23 電動車いす常用
------------

22 浮具使用
---------

**視覚障害者**

24 視力0から0.01まで
25 その他の視覚障害

23 視力0から0.01まで
24 その他の視覚障害

15 アイマスク有り
16 アイマスク無し

**聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害**

26 聴覚障害
---------

25 聴覚障害
---------

17 聴覚障害
---------

**知的障害者**

27 知的障害
---------

26 知的障害
---------

18 知的障害
---------

**内部障害者**

28 ぼうこう又は直腸機能障害
-----------------

**精神障害者**

19 精神障害者
----------

3アーチェリー

5フライングディスク

6ポッチャ

**肢体不自由者** (脳原性麻痺以外の車いす常用)

1 第8頸髄まで残存
2 その他車いす

1 肢体不自由者
2 視覚障害
3 聴覚障害
4 知的障害
5 内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)

次ページ

**肢体不自由者** (切断・機能障害者)

3 上肢障害
4 下肢障害(椅子、車いす使用を含む)
5 体幹※

7ボウリング

1 知的障害
--------

**肢体不自由者** (脳原性麻痺者)

6 脳原性麻痺
---------

【※注】 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等)による体幹の障害が該当する。四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

**聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害**

7 聴覚障害
--------

**内部障害者**

8 ぼうこう又は直腸機能障害
----------------

## 6ポッチャ

肢体不自由の方のうち、下記の障害区分の方が出場できます。

競技スタイルと障害区分を確認してください

	区分番号	障害区分	解説	競技スタイル	
				立位	座位
1 切断・機能障害	1	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者	◎	
		両下肢完全で立位	脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者		
		両上肢不完全および両下肢不完全	上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股、膝、足関節)のうち、1または2関節に機能障害がある者		
2 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		◎
	3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		◎
	4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		◎
	5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
3 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用	脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		◎
	7	けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
	8	片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
	9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
4	10	電動車いす常用	脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者		◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手(区分2～8及び10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタント1名つけることができる。ランプ使用者にはランプオペレーター1名つけることができる。両方が必要な場合は、選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※ 脳性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で、上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。